

報告書の骨子案  
(各論点の議論の整理)

令和2年1月  
消費者庁食品表示企画課

# 食品添加物の表示をとりまく状況

## 食品表示法の基本理念(第3条)

自主的かつ合理的な選択

必要な情報が提供されることが消費者の権利

小規模事業者の事業活動に及ぼす影響

事業者間の公正な競争の確保

食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通し

## 検討会における意見

使用目的が知りたい

物質名で表示すべき

消費者ニーズの多様性

表示されることによる安心感

知る権利

物質名で表示されても分からない

高齢化  
(文字の大きさ)

見やすさ  
分かりやすさ  
バランス

表示可能面積

個食化  
(容器包装が小さくなる)

実行可能性  
事業者負担

現状維持

普及啓発

国際整合性

## 消費者委員会食品表示部会

表示事項間の優先順位

表示の全体像

ウェブの活用

# 1. 骨子案(報告書の構成案)

1. はじめに
2. 食品添加物表示制度の基本的な考え方
3. 食品添加物表示制度をめぐる事情
4. 今後の食品添加物表示の方向性
  - (1) 一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方及び用途名表示の在り方
    - ① 現行制度の概要
    - ② **整理の方向性**
  - (2) 「無添加」、「不使用」の表示の在り方
    - ① 現行制度の概要
    - ② **整理の方向性**
  - (3) 栄養強化の目的で使用した添加物の表示について
    - ① 現行制度の概要
    - ② **整理の方向性**
  - (4) 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について
    - ① 現行制度の概要
    - ② **整理の方向性**
5. おわりに

## 2. 各論点の整理の方向性(案)

### 一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方(論点1)及び用途名表示の在り方(論点2)

- コーデックス規格に基づく表示にした場合には、消費者になじみのない表現や複数の働きを持つ添加物があること及び表示可能面積の観点から、現時点では、現行の表示制度を大きく改正することは困難である。
  - 一方で、使用した添加物を知りたいという意見もあることから、義務事項としてではなく一括名や使用用途に関する情報提供を推進し、また、その方法を検討することが適当。  
(例)ウェブの活用、事業者による丁寧な問合わせ対応 等
- なお、情報提供の方法については、今後行われる消費者委員会食品表示部会の「食品表示の全体像」の議論も参考に、事業者の取組を推進する。

#### 1. 背景

- 消費者意向調査結果
  - ・ 表示例を並べたアンケートでは、現状の表示制度(一括名表示等による表示)を肯定する意見が菓子では4割ほど(一括名を物質名で表示したものを肯定する意見は3割弱)、弁当では4割5分ほど(一括名を物質名で表示したものを肯定する意見は2割5分ほど)の状況。
  - ・ 用途名の表示については現状よりも拡大を求める意見が3割ほど、一方で気にしていないという意見が4割ほどの状況。
- 消費者委員会食品表示部会
  - ・ 見やすさ・分かりやすさに関する表示の全体像の議論、表示可能面積の問題。
- 食品表示一元化検討会の報告書
  - ・ 添加物の表示について、全ての情報を容器包装上に表示義務を課すと見やすさが低下するおそれやコスト上昇のおそれがある。

#### 2. 検討会における意見

- 消費者ヒアリング
  - ・ 現状の表示制度を維持すべき。⇨全て物質名で表示すべき。
- 事業者ヒアリング
  - ・ 表示制度は現状を維持すべき。
  - ・ 消費者は添加物の使用用途が知りたいのではないか。
  - ・ 将来的には国際整合性を見据えた制度も検討してはどうか。
- 委員意見
  - ・ 番号制の導入や物質名のみで表示をすることについて、なじみのある制度を変更することは難しい。
  - ・ コーデックスの機能分類と食品表示基準における一括名、用途名を比較した結果、なじみのないものがある。
  - ・ 現状の一括名や用途名併記の制度とそれ以外を物質名で書くという制度はそのまま残していいのではないか。
  - ・ 品質改良剤や品質保持剤という用途名を無理に作ると誤認するおそれもある。
  - ・ 表示の優先順位やバランスを議論した上で考えるべきではないか。
  - ・ 国際整合性をすぐに求めるということではないが、国際整合性を図る観点も必要。
  - ・ ウェブの活用も含め知りたい人に対しては情報提供すべき。
  - ・ 事業者負担等の実行可能性を考慮。

## 「無添加」、「不使用」の表示の在り方(論点3)

- 表示すべき事項の内容と矛盾する又は内容物を誤認させるような「無添加」等の表示をなくすために、食品表示基準第9条の表示禁止事項に当たるかどうかのメルクマールとなるガイドラインを策定することが適当。
- 食品衛生法とのそご及び消費者の誤認防止の観点から、食品表示基準にある「人工」、「合成」の用語を削除することが適当。

### 1. 背景

- 消費者意向調査結果
  - ・ 一部の消費者で、添加物不使用の表示が誤認されている状況がある。

### 2. 意見

- 消費者ヒアリング
  - ・ 添加物不使用の表示は消費者が誤認するため不要。
- 事業者ヒアリング
  - ・ 添加物不使用の表示について規制すべき。
  - ・ 食品表示基準Q&A加工90の改正や廃止をすべき。
- 委員意見
  - ・ 消費者の誤認を生む「無添加」等の表示をなくすためのガイドラインを策定してはどうか。
  - ・ 強調表示に関するコーデックス一般ガイドラインを参考にしてはどうか。
  - ・ 食品表示基準Q&A加工90を改正すべき。
  - ・ エビデンスをしっかりと「無添加」と書くことができるようにすべき。
  - ・ どこまで「無添加」とするのかの議論は必要。
  - ・ 一括表示を必ず見ることが大事。
  - ・ 打消し表示を行わない表示方法を検討することも必要。
  - ・ ガイドライン策定により、既存の公正競争規約の改正、新たな公正競争規約の策定を期待する。
  - ・ 「人工」、「合成」の用語は食品表示基準から削除すべき。

## 栄養強化の目的で使用した添加物の表示（論点4）

- 栄養強化目的で使用した添加物を知りたい消費者がいることや、表示義務がある食品と表示義務がない食品が存在することが消費者には分かりにくいことから、表示を要しないという規定を見直し、全ての加工食品について義務表示とする方向で検討することが適当。
- 具体的には、(1)現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響について実態調査を行い、(2)表示の事項間の優先順位、スペースの問題等に関する消費者委員会食品表示部の「表示の全体像」の議論も踏まえ、結論を得ることが適当。

意見

- 消費者ヒアリング
  - ・ 意図的に添加物を使用しているのであれば、栄養強化目的で使用した添加物も表示すべき。
  - ・ 食品によって表示義務の有無に違いがあるのは分かりにくい。
- 事業者ヒアリング
  - ・ 栄養強化目的で使用した添加物の表示に特化した意見は挙がっていないが、表示制度は総じて現状維持。
  - 委員意見
    - ・ 現行の規定は論理的でない。
    - ・ 国際的にも添加したビタミン等は何らかの形で記載されている。
    - ・ 日本ではビタミン等を添加物としているのだから使用したら表示すべき。
    - ・ 栄養強化以外の用途で使用しているにも関わらず、栄養強化目的であるとして表示していないケースがあるのではないか。
    - ・ 商品に含まれているビタミン等が、添加によるものなのか原材料そのものに含まれているものなのか分かるようにすべき。
    - ・ 摂取量の誤認を与えないために、用途名は併記せずに物質名(簡略名等を含む)で表示してはどうか。
    - ・ 消費者の意向、事業者負担、現在どのくらいの事業者が省略せず表示をしているのかといったデータがない。
    - ・ 監視指導のための判断基準となる資料を検討いただきたい。
    - ・ 表示を要しないという規定に沿って、表示をしていない商品もある。
    - ・ 表示制度を見直すにあたって優先順位が高いのかどうかという議論があるのではないか。

## 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育（論点5）

- 表示制度の普及に併せて、行政機関、事業者、消費者団体が連携して世代別のアプローチを行うことが適当。
- 特に府省庁間の連携、食育を通じた取組、学生のみならず栄養教諭、栄養士等の専門職を対象とすることが適当。
- 添加物表示の普及啓発と併せて、食品添加物の安全性に関する普及、啓発も行うことが適当。

### 1. 背景

- 消費者意向調査結果
  - ・ 食品添加物は国が安全性を評価したものや我が国で長い食経験があるものとして国が認めたものであることを知っている消費者は4割に満たない状況。

### 2. 意見

- 消費者ヒアリング
  - ・ 教科書や食育を通じた学校教育での普及啓発が不足している。
  - ・ 文部科学省や厚生労働省との連携が必要。
  - ・ 消費者庁で分かりやすい資料を作成し、配布してはどうか。
- 事業者ヒアリング
  - ・ 添加物が安全でないと誤解されている状況を改善する取組を国として徹底して行うべき。
  - ・ 添加物表示及び添加物そのものの使用目的や種類について消費者の理解を促進する取組が必要。
- 委員意見
  - ・ リスクコミュニケーションの強化。
  - ・ 広報活動（政府広報やマスコミとの連携）の強化。
  - ・ 学校関係者への教育（特に教育関係者に対する教育）。
  - ・ 各府省庁の連携、事業者団体・消費者団体との連携。
  - ・ 働いている人や関心のない人たちへどのように情報を伝えるかを考える必要がある。
  - ・ 専門家と消費者では認識が異なり、消費者は分からなから不安になる。

参考：各論点における意見



## 論点1、2に関する意見（第6回議事録から抜粋）①

稲見委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造用剤の具体的な用途をwebで示している。</li> </ul>
上田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造用剤を用途名にしてしまうと情報量が増えない、意味も分らない。</li> <li>・品質改良剤とか品質保持剤という用途名を無理矢理作ると、逆に誤認するし、事業者はそちらの用途名の方がいいとかという勘違いも起こりやすい。</li> <li>・コーデックスのように炭酸剤(炭酸ガス)みたくないものが本当に意味があるかどうかとか、香辛料抽出物に何らかの用途名を付けなくとも、見れば分かる。</li> <li>・凍り豆腐用 Watersoluble 改良剤(炭酸カリウム)、こういうものは、表示ではなく事業者と消費者の方のコミュニケーションの中で何とかしたほうがいいのではないか。</li> <li>・食品添加物がどういう目的でどう活用されているのかが広まるのは賛成だが、用途名を考案するのは難しい。</li> </ul>
浦郷委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括名の中の個々の物質名を知りたいとき、その問合せには当然、事業者の方は対応していただけていると考えている。</li> <li>・やはり購入するその場で全ての情報を知りたいという消費者の声もある。</li> <li>・全て物質名を表記することになると、かなりのスペースが必要になる。</li> <li>・加工食品もどんどん個食化について、パッケージもどんどん小さくなって、文字も小さくしないとイケない。</li> <li>・一括表示の中で書かなくてはならない情報が書き切れないということもあり得るのではないか。</li> <li>・食品表示の全体像については、今後調査なども含めて、ウェブの活用についても更に検討される。</li> <li>・表示の優先順位とか全体のバランスを議論した上で、一括名表示の在り方を考えればよいのではないか。</li> <li>・一括名表示になっていることで特に消費者が困っていたりとか、何か健康被害があるわけではないので、今回のところは現状のままでもいいのではないか。</li> <li>・保存料の代わりに日持向上のために使われる添加剤については、日持向上剤のような用途名が必要なのではないか。</li> </ul>
中垣委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点1、論点2の問題と消費者教育というのか、情報開示というのか、それを合わせた議論に集約するのではないか。</li> <li>・番号は番号の問題点が御指摘のとおりなのだろう。</li> <li>・ヒアリングの中で、先進的な取組があり、一括名表示されているものをウェブに書かれているという話があった。</li> <li>・相談窓口で積極的にお答えしますというお答えをされたところもあった。</li> <li>・現場に行けば行くほど、例えばスーパーでどうするのだ、街のパン屋さんでどうするのだという問題もあり、一律に進めるのはなかなか難しいが、こういう取組(問合せ対応等の情報提供)を進めること自体はあって然るべき。</li> <li>・そういった取組(情報提供)を推進する方向ではおおむね意見は一致できるのではないか。</li> </ul>

## 論点1、2に関する意見（第6回議事録から抜粋）②

大熊委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様から添加物の問合せを受けることがほとんどないという御意見。</li> <li>・現行の基準に従って表示作成のシステム化をしている(企業の経費負担増)。</li> <li>・物質名だけを記載する方法は一般消費者に不安を助長させてしまうのではないかとこの御意見。</li> <li>・事業者にとって、添加物の使用目的の正しい認識に資する表示制度と考えている。</li> <li>・表示形式を大きく変更しないでほしい。それは表示作成のシステム化の問題、現実的な問題。</li> <li>・現行維持ということ、現状どおりの表記方法を要望。</li> <li>・書き切れない、文字の問題、情報量が多くなるところはウェブを利用、これは一番最初の頃から根本的な表示の問題を考える上で出てきた議論であり、大体着地点はできているのではないかと。</li> </ul>
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁(行政)のHPの拡充。</li> <li>・現状でどの物質について用途名を増やすかという議論はなかなか今の状況で難しい。</li> <li>・今よりも添加物に関する情報を開示したところで、やはりこの用途名が必要とか、そういう議論を今後やっていくべきでは。</li> </ul>
武石委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括名表示、簡略名・類別名表示については、現行制度を維持すべき。</li> <li>・用途名表示については、現行制度を維持すべき。</li> <li>・単にウェブに情報を開示するといっても、現物の商品との1対1対応の問題、切替えの多い商品を持っている業態の話、ウェブ環境すらない中小事業者といった、課題が山積。</li> <li>・ウェブの件は本検討会で整理して議論するのは難しいので、食品表示部会の整理を待つべきではないか。</li> <li>・情報提供ということであれば、今、大手メーカーも含めていろいろな形で電話相談でも応じている。</li> <li>・添加物の細かい情報も発している段階にあり、相当程度進んでいるのではないかと。</li> <li>・罰則がかかる表示による情報提供と、罰則がかからない任意の情報提供というものがあり、その両方を含めて情報提供と考えている。</li> </ul>
有田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合成や人工について、コーデックスの機能分類には合成や人工という表現はなく、コーデックスに合わせる。</li> <li>・国際整合性で全て、すぐに行うということではないが、国際整合性も必要だと考えている。</li> <li>・詳しく知りたい情報がどこかにアクセスすれば分かるようにすべき。</li> <li>・消費者団体はこれまでパッケージに書くべき、つまり、手に取ってすぐに分かるようにというのを前面に出してきたが、世の中はそういう状況ではないので、ウェブというのもあると思う。</li> <li>・アプリを使ってすぐに分かるような工夫もできないか。</li> <li>・国だけが行うということだけでなく、事業者が協力しながら情報を出していくという制度。</li> <li>・ネットなどにアクセスできない人にも配慮する表示方法を行いつながらなくても、同時にスマホをかざせば詳しい情報がすぐに入手できる方法も検討していただきたい。</li> <li>・成分表示というのは情報提供、知る権利。</li> <li>・情報提供でいえば、この成分のリスクはどのようなものかなどはもちろん、東京都、それから、消費者庁も情報発信していただきたい。</li> </ul>

# 論点1、2に関する意見（第6回議事録から抜粋）③

坂田委員

- ・添加物が少ない方が安全と考える消費者は多く、表示されている名称の数が選択基準になる。
- ・一括名で表示されている場合は、1種類と勘違いしたまま選択することになる。
- ・用途が明確になれば加工食品への理解が深まり、納得して選択することができる。
- ・日持を向上させる用途を示した添加物が識別できれば、「保存料不使用」などという表示の乱用も防げるはず。
- ・既存添加物を類別名で表示されていると、添加物を特定することができない。
- ・表示スペースを補うためにウェブの活用も選択肢に。
- ・一括名表示の自身や添加物ごとの用途の表示は容器包装上にすべき。
- ・表示量を増やすと安全性に関する情報を見落とすという懸念に対しては、安全性に関する情報を目立たせることで解決。
- ・インターネットを利用する消費者が増え、物質名さえ書いてあれば、容易に調べることができる環境が整っている。
- ・知りたい消費者が知ることのできる環境を整えることは急務。
- ・消費者と事業者の情報量の格差是正の必要性。
- ・消費者が表示に不満がないということではなく、添加物のことはルールも物質のことも分からないから、何をどう聞いたらよいか分からない、ということではないか。
- ・パッケージは今ままでおりの表示において、そこに添加物の詳細はQRコードを付けて、詳しい用途なり、一括名表示の自身に分かるようにする。
- ・一括名表示というのはそのものが用途を示しているもので、それを無くするという意味ではない。
- ・容器包装は文字数を増やしたくない、増やせないという現状があればウェブでもいいが、一括名を書いた上で物質名も書いていただく。
- ・義務表示ではないが、ぜひとも事業者が消費者に分かるように、ウェブを活用して、あるいは他の方法で、情報提供していただきたい。
- ・積極的な情報提供を、少なくとも報告書に盛り込んでいただいて、例えば食品表示部会もそういうことも合わせて検討していただく。
- ・ホームページを持たないような業者さんであれば、例えば業界団体でそういうスペースを作っていたらどうか。
- ・一括名の展開とか用途名の併記の拡大を提案しましたが、何らかの方法でもっと理解を深めるような表示の方法を検討していただくようにぜひとも報告書に盛り込んでいただければ。

森田委員

- ・添加物の規制そのものが違う、国際整合性に合わせるということであれば、厚生労働省の食品衛生法の方を変えないと難しいということが明らかになった。
- ・1つの添加物にいろいろな用途があるので、かえって、それに無理用途名を付けると誤認してしまう。
- ・グリシンでも日持向上剤もあれば呈味もありますので、無理やり物質名の中で用途名を付けるようなことが、果たしてそれがいい表示の在り方なのか。
- ・本来の用途ではない使い方に、用途名の違う名前を付けることが出てくるのではないか。
- ・今の日本の物質名で、用途名と一括名があって、そうではないものを物質名として書くものがありますが、そういうものはやはり残しておいていいのではないか。
- ・国際整合性ということで用途名を全部に付けるのがとても困難である。
- ・消費者庁の第1回目に示したアンケート調査結果も、1つの物質に1つの用途が書けることを前提にして、どうしたらいいですかとする聞き方も問題があり、それは書いてもらった方が良いに越したことはないの、はいと答えてしまう。
- ・国際整合性に関して、様々なハードルがあり、そして、食文化が違うということもあると思うし、各国がそれぞれオリジナルのものを使っているところも分かった。
- ・日本の表示制度が国際整合性からするとすぐ劣っているかという、そうではないということも気が付いた。
- ・文字の大きさを犠牲にして、これを全部書くということは、30年間ずっとなじんできたルールを大きく変えることは困難。
- ・（表示制度を変えることが）困難な理由というのは、例えば消費者は多くは求めていないとか、事業者は大変という意見もあるが、国際整合性に合わせるものが困難だということも大きな理由の一つにはなるのではないか。
- ・事業者がいろんな形で情報提供するのはいいいと思う。
- ・添加物について知りたい、その消費者に様々な情報提供をしてもらいたいということと、残していただければ。

## 論点3 ガイドラインに関する意見（第6回議事録から抜粋）

有田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界ごとで違うということと混乱もあるのですが、そこはそこで自主的な進め方で進められているところを尊重して良いのではないかと</li> <li>・パン業界で御自分のところは努力をされているのだったら、それはエビデンスをしっかりと「無添加」と書くことができるようにすべき。</li> <li>・科学的な評価というか、それは試験をして何がどれほど残留しているかということだけではなくて、書類でもトレース確認できる、そういうことで何を無添加としているかしっかりと確認でき書くことができる方法でよい。</li> </ul>
稲見委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者様の努力によって、本当に「無添加」と表示していいものと、それから、誤認につながるような「無添加」の表示（中略）をしっかりと差別化して、どうやっていくのかというのをガイドラインに落とし込む考え方は非常にリーズナブル。</li> </ul>
上田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界ごとの公正競争規約の見直しとか新たな規約の策定につながるということとセットでガイドラインを位置付けていかないと、こういう不公平感が出てしまうのではないかと。</li> </ul>
浦郷委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上田委員が意見書として、誤認につながる「無添加」、「不使用」表示の例を挙げていただいていたと思います（中略）けれども、（中略）やはり消費者の誤認につながると思いますので、これを基にガイドラインの方で表示の在り方を示してほしい。</li> <li>・ガイドラインを誰がいつまでにどういう形で作っていくのか。また、この検討会のところでそれを確認するのかどうなのかというのもちょっと分からないので、そこら辺もはっきりさせてほしい。</li> </ul>
坂田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工助剤とかキャリアオーバーが入っていたら「無添加」と書けないと規定にしますと、（中略）無添加表示の場合もこの打ち消し表示の考え方が必要になってくる。</li> <li>・強調表示を行う際の原則は、打ち消し表示を行わずに済むよう、訴求対象を明確にして、商品サービスの内容や取引条件を的確に表示する、となっていていきますので「無添加」という表現ではなく、何か別の方法で商品の特性を示すことが必要なのは。</li> </ul>
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこまでを「無添加」とするののかの議論は必要。</li> </ul>
武石委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語も含めて現行維持。</li> </ul>
中垣委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制するかどうかを判断するためのメルクマールという位置付け。</li> <li>・技術的に詳細に検討する必要があるでしょうし、それこそ分析の専門家であるとか、あるいは法律の専門家であるとかのお力も借りなければいけないでしょうから、ある程度の時間がかかるのもやむを得ないと思いますし、また、場を作るのもやむを得ないとは思いますが、例えば1年とか、そういった目的を示す必要はある。</li> </ul>
森田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括表示を必ず見るといところが大事。</li> </ul>



## 論点3「人工」、「合成」等の用語に関する意見（第6回議事録から抜粋）

有田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも残っていること自体が不思議。</li> <li>・(削除することについて)特に反対するところはない。</li> <li>・合成や人工について、コーデックスの機能分類には合成や人工という表現はなく、コーデックスに合わせる。</li> <li>・一括表示の中に合成等を冠した表示は見た記憶がなく、今はほとんど使われていないのではないか。</li> </ul>
稲見委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスパルテームとステビア抽出物を両方使った場合に人工甘味料と書いていいのかという問合せもある。</li> <li>・食品表示基準の中の添加物に関する部分では削除するべき。</li> </ul>
上田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然という表示が認められないのと同様に、人工とか合成という表示を認めない方向がいいのではないか。</li> <li>・別表からこの人工・合成という表示を削除することを求めます。</li> </ul>
浦郷委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学調味料の方は、表示の方法から用語が削除されているにもかかわらず不使用という表示の場面でこの化学調味料という言葉が使われていることから、このような用語を使った表示を禁止するということ、例えばこの第9条の表示禁止事項に入れるとか、通知で示すなりしてほしい。</li> </ul>
坂田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間違った認識を助長することになるので、早急に法令からの削除をお願いしたい。</li> </ul>
武石委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示基準Q&amp;Aの改定またはガイドラインの策定</li> </ul>
中垣委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工・合成したものであっても、動植物から取ったものであっても、区別はつかない。</li> <li>・由来によらず、そのものによって安全性も分析も同一であるという考え方と大きくそごしている。</li> <li>・少なくとも食品衛生法の考え方とここはそごしていることから、法的な整理の上では人工・合成を削除することが国全体の法制の統一・整合をとる上で適当ではないか。</li> <li>・化学調味料、用語の取扱いということですけれども、検討会としては、こういう意味でおかしいですよというメッセージを出すぐらいしか法的にとりようがないと感じるところ。</li> </ul>
森田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示基準の別表の中から合成と人工という言葉削除するのは賛成。</li> <li>・合成や人工が危ないという間違ったメッセージについて、今の添加物の表示の中で人工・合成が残っているということ、ミスリードしてきたというのはあるかと思う。</li> </ul>

## 論点4 栄養強化目的で使用した添加物表示に関する意見（第7回議事録から抜粋）①

有田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス、海外に合わせにくいということも1つある。</li> <li>・栄養強化目的で使用されるものは整理して、難しいところもあるとのことだが、書かれているものがあるのであれば載せていくことが、消費者の知る権利からも、あるべき姿。</li> </ul>
稲見委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（監視については）食品成分表などと見比べて、添加されているのではないかという推測をつけて、社会的検証となり、製造者等に使用の有無を確認する。</li> <li>・判断ツリーみたいなものは是非検討いただきたい。</li> </ul>
上田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の方の意向、事業者の実行可能性、両方とも大事であり、消費者の意向調査等のデータがない状況で意見は出せない。</li> </ul>
浦郷委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養強化目的のものも添加物として日本では分類しているから、使ったものはきちんと表示すべき。</li> <li>・免除されているものもそうでないものがあるというのは、とてもおかしい。</li> <li>・事業者の方で負担になるということだったら、どのぐらいなのかというところを調査していただきたい。</li> </ul>
坂田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少量の場合に誤認を与えるので、栄養成分表示に記載を委ねるという意見も分らないが、過剰摂取に注意が必要という場合もあり、栄養強化剤を省略した場合に問題が起きる可能性がある。</li> <li>・ビタミンCだけの表示では栄養がとれると誤解もあるため、含有量を書くべき。</li> <li>・栄養強化目的で入れたものについては、全て表示をしていただきたいと思います。</li> <li>・例えばビタミンB1、チアミン、ウリル硫酸塩とかグリシンなどは、日持ち向上剤として使われることが多いわけですが、事業者がこれは栄養強化目的だといって省略してしまうと、それが入っていることすら認識できないことになる。</li> </ul>
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者にとつては、栄養強化としてどれだけとれるかという方が重要ということを考え、栄養強化剤と思わせるふうには化合物名だけ書いて、実はちよつとしかかないというのは、やめていただきたい。</li> <li>・栄養強化ではないのに、栄養強化だから免除という使い方をするのは非常に良くないこと。</li> </ul>
武石委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部見直すべきとの意見もあるが、現行を維持すべきとの意見が多い。</li> <li>・省略規定を活用している商品も幾つかあるのは事実。</li> <li>・全て実行可能かと言われると、そうでもない。少なくとも現状をよく整理した上で対応すべきではないか。</li> <li>・添加物はコーデックスでも除かれておりますので、整理としては栄養成分の話だと思えます。</li> <li>・栄養成分表示の義務化に向けて進めているところに、更に追加するということについては、事業者の負担も大きいし、必要性があるのかという疑問もある。</li> <li>・別途栄養成分の専門家を集めて、栄養成分表示の方で整理していくべき。</li> </ul>

<p>中垣委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の規定は論理的ではないというのは、大体皆さんが一致している。</li> <li>・全食品に義務付けるのかということを考えていくと、3年後とか5年後という形で義務付けるといふ形で議論をやるのかということとを議論すると、方向性は大体それで。</li> <li>・事業者の実行可能性であったり、業者の負担であったり、スペースの問題、監視方法を考えなければいけない。</li> <li>・全部に義務付けようとする、事業者には相当の負担があるのかもしれないので、よく調べてみないと分からない。</li> <li>・一括名等においても、ウェブ等を活用する方策があってもいいのではないか。</li> <li>・最後の食品表示全体像のところまでそういう動きを見ながら、こういう動きを見ながら、これはやっていけないのではないか。</li> <li>・一元化検討会報告書や食品全体像の議論では、スペースが限られている、優先順位ということで、そもそも食品添加物の中で、優先順位が高い案件かどうか議論があるのではないか。</li> </ul>
<p>森田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免除規定があると消費者に分かりやすいものだけを書いているのではと疑ってしまう。</li> <li>・何も書いていないと、添加されていないと思いつい込んでしまい、表示の信頼性を損なうことにもなってくると思う、そういう意味も含めて、免除規定は見直すべき。</li> <li>・あるものが義務付けられて、あるものが義務付けられていないという状況は、消費者に分かりにくいし、事業者も遵守しにくいと思うので、義務とすべき。</li> <li>・栄養添加したものを書くことと、栄養表示というのは、別に考えた方がいい。</li> <li>・国際的にも添加したビタミンは書かれているわけですから、それを書いてほしい。</li> <li>・「栄養」とか「栄養強化」とすると、消費者を逆に誤認させるかもしれないので、用途名なしで義務表示とすればいい。</li> <li>・優先順位という観点、監視の観点、中小事業者が多いという観点もあると思うが、大手だからやっているのか、中小だからやっているかということではないのかと思う。</li> <li>・添加されているものは表示してほしいというのは、消費者系の委員皆の総意。</li> <li>・表示の義務化が本当にできるかどうか、実行可能性の点において、どれだけ本当に大変なのかということの調査をしてもらいたい。</li> <li>・本当は酸化防止剤のだけけれども、栄養強化と言ってしまうえば書かない場合もあるかもしれない、表示の信頼性ということも問題。</li> </ul>

# 論点5 普及、啓発、消費者教育に関する意見（第7回議事録から抜粋）①

<p>有田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つ海外の例で言えば、小学生や中学生の教科書の中にトータルでリスクという考え方が分かりやすく書かれていたりする本があって、日本でもそういうものを取り入れられなれないかなと。消費者庁だけでは無理ですけれども、そういうものも学校教育の中のできたら望ましい。</li> <li>・昨年、今年も、消費者庁が全国で添加物を御紹介するような形をしているけれども、栄養普及員という方たちのところにも御紹介したり、相談員の方たちが、お話をしていたりということで、単純に消費者団体という括りではないところに御紹介して、こういう勉強会をしてみませんかということに御協力しています。</li> <li>・主婦連合会の会員団体で、島にも会員団体がありますが、その方たちも地域でいろいろ発信されていて、地域のリーダーの方たちなので、単なる消費者団体でそれ以上広がらないということでは決してないことだけは付け加えておきます。</li> <li>・一番問題なのは、コミュニケーションをとるときに、消費者団体だから、こんなことは知らないだろうと、文章を決めつけて読むから、曲がった、角度が違った理解の仕方をする。それがコミュニケーションには一番マイナスですので、考え方を決め付けないで、逆に言っている事が分からないなら、それはどういふふうなことではあるのか、確認してコミュニケーションを進めないで、何年たっても、何十年たっても同じ方向には向けないので、添加物を全面否定しているとか、ゼロリスクを言っているわけではない。</li> </ul>
<p>上田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示制度の普及、啓発とともに、食品添加物のリスク評価やリスク管理の仕組みについての理解促進に向けて、消費者庁が中心となって関係省庁との連携の下に枠組みを作り、消費者の方々に対するリスクコミュニケーションの取組をさらに強化すべき。</li> <li>・学校教育での表示制度の普及、啓発とともに、家庭分野でも、授業、学校給食、食育等を通じて、食品添加物の役割、リスク管理の仕組み等について正確な普及、啓発が進むよう、消費者庁が中心となって文部科学省を含めた関係省庁の連携の下に普及、啓発に取り組むことが必要。</li> <li>・学校給食衛生管理基準の見直しを、消費者庁より文部科学省に申し入れるべき。</li> <li>・食育等で、食品添加物を手で触ってみたり、食品でどう使われているかというのを考えてみたりという教育も非常に有効的かなと思う。</li> <li>・成人に対する教育も重要だと思いますが、子供たちに波及するようないかなと、常々思っている。</li> </ul>
<p>浦郷委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも消費者は添加物のことをよく知らないということで、加工食品、添加物を何で入れるのだからということ、役割を知らないと思いますし、健康に影響がない量というのがきちんと国で決められていて、その基準の範囲内であれば問題ないというところが一番重要だと思います。そこをきちんと消費者の人たちに理解してもらおう。</li> <li>・リスクコミュニケーションの場を幾ら作っても、来る人はいつも同じ人たちでは、消費者全体への普及、啓発は進まない。</li> <li>・働いている人や、余り関心を持っていない人たちにどうやって届けるかということを考えるのが、まず1つある。</li> <li>・これからの子供たちにきちんと教えていくということで、学校の教職員にきちんと知ってもらおう。</li> <li>・学校給食衛生管理基準は文部科学省にきちんと申入れをすべき。</li> </ul>



# 論点5 普及、啓発、消費教育に関する意見（第7回議事録から抜粋）②

大熊委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・大事なところは食品安全委員会との連携。つまり、考え方、説明の仕方は、そこかなりリンクしていないと、個人の考えが入る、根拠のない自己意見が入ると、非常に大事な部分が崩れる。</li><li>・事業者団体の立場では、ウェブ等で添加物等の説明をしています。ただし、商品開発がたくさんあるので、全部はできませんというスタンスは確かですが、それぞれの業界がそういう動きをしていくと消費者に身近になるだろうと。</li><li>・学校教育の話が出てしまいましたが、指導者が指導する内容が吟味されていないと問題があるのではないかと。私なりに、その指導者の中にぜひ入れていただけたらと思うのは、国家資格を持っている管理栄養士。管理栄養士の履修科目に添加物という項目がない。</li></ul>
坂田委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家と消費者とでは認識が全然違うということとです。専門家の方は、安全性についてちゃんと理解して、気にしていないということかと思うが、消費者は分からないから不安になる。</li><li>・何人かの家庭科の先生に伺ったところ、添加物は安全性が認められているので、ある程度加工食品を使うのであればやむを得ないので、全否定するわけではないけれども、先生によってなるべく避けましようとか、あるいは将来何か出てくるかもしれないとか、複合影響があるかもしれない、もうこの製品はやめましようとかという方もいる。</li><li>・啓発に当たって、押さえるべき最も重要な点というのは、私は食品にゼロリスクはないということをしかりと認識していただくということ。</li><li>・いろいろなものを食べるのが栄養バランスにもつながるわけですから、実はリスク分散になっている。</li><li>・学校教育では、小学校のときから、ハザードとリスクの違いを教えることが必要。ハザードとは、食品中の危害要因であつて、リスクとは、それを食べたときに私たちの健康に悪い影響が出る可能性とその度合いのことですから、リスクというのは、ハザードの毒性の強さと、とる量によって、大きくなったり小さくなったりすることですね。このことを学校の先生にまずは認識していただくことが一番近道だと思ふ。それが浸透しないことには、ADIの話をしてはどうしても不安は取り除けない。</li><li>・食品安全委員会が中学生向けの家庭科の副教材として「科学の目で見る食品安全」というパンフレットを出しており、ここにゼロリスクはないということを前提として、リスクとハザードを考えましようということが書かれているので、こういうものを教材として使うべき。それを推進していくのは、消費者庁の食品表示企画課だけではなくて、消費者安全課とか食品安全委員会、それから厚生労働省、そして文部科学省と連携して、ぜひ実現していただきたい。</li></ul>
武石委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係省庁と連携し、食育行政とも連携して学校教育面でも普及、啓発に努めるべき。</li><li>・学校給食衛生管理基準の見直しを文部科学省に申し入れるべき。</li><li>・先般、食品産業センターも参加しまして、加工食品の製造、物流等にかかわる幅広い分野の事業者団体が参集し、加工食品食育推進協議会を立ち上げたところです。今後、加工食品の安全性や食品表示等の安心をテーマとした活動を展開するとともに、食塩や脂肪などの栄養の偏りや生活習慣の問題、食品添加物など幅広いテーマについてリスクコミュニケーション等を行う予定。</li><li>・政府広報でもいいし、広告でもいいし、テレビ番組でもいいし、いろいろなところに食品添加物ないし食品添加物表示についての分かりやすい情報を流すというのも、効果があるのではないかと。</li></ul>
森田委員	<p>学校給食衛生管理基準は文部科学省に見直しを求めらるべき。</p>